

広島市男女共同参画推進センターに係る指定管理者候補の選定について

広島市男女共同参画推進センターについて、次のとおり指定管理者候補を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市中区大手町五丁目 6 番 9 号
- (2) 設置目的
男女共同参画（広島市男女共同参画推進条例（平成 13 年広島市条例第 55 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）に関し、普及啓発、活動の場の提供等を行うことにより、男女共同参画を推進することを目的とする。

2 募集の概要

- (1) 募集期間
令和元年 7 月 16 日～令和元年 9 月 30 日
- (2) 申請者 1 団体
男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ（広島市中区白島北町 18 番 2 号－601 号）

3 市民局指定管理者指定審議会（男女共同参画施設部会）委員

役職	職名	氏名
部会長	市民局長	政氏 昭夫
委員	教育次長	荒瀬 尚美
委員	市民局次長	飯富 和雄
委員	市民局人権啓発部長	平岡 重宏
委員	税理士	丸 秀輝
委員	広島市立大学教授	金谷 信子

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
市民局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補の選定を行った。
審査は、書類及び面接により、各委員が評定を行い、指定管理者候補として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評 価 項 目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 講座等の事業の内容は市民、市民活動団体等の地域における活動の促進を図るものになっているか。 ③ 市民、市民活動団体等と積極的に連携し、提案等を事業に反映させる仕組みは整っているか。 ④ 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ⑤ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること（提案額が下限額を下回っている場合は、調査により業務が適正に履行されると認められること。）。

(注) 上記評価項目のうちいずれか 1 項目に「0 点」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループを指定管理者候補として選定した。

申請者	男女共同参画社会をめざす女性教育 を考える会広島グループ
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
◎ 指定管理料上限額 3億2,382万円	
◎ 指定管理料提案額 3億2,376万5千円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定時の評価における加点減点項目として、本市が推進する行政施策に関する項目を設けている。

今回は申請者が1者であったため、加点減点項目による審査は行っていないが、取組状況は次表のとおりである。

＜指定管理者候補となった男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループの取組状況＞

加点減点項目			取組状況	備 考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率【法定雇用率（0%）】		0%	障害者の雇用義務無し
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合		非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得		有 (エコアクション 21)	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定義務無し
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定		無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定義務無し
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定		無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当	
		本店がなく支店がある場合	—	
		その他事業所等がある場合	—	
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当	
		5割以上で8割未満の場合	—	
		2割以上で5割未満の場合	—	